

令和 6 年 2 月

富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 6 年 2 月 13 日（火） 午前 9 時 30 分から 10 時 15 分まで

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 出席委員
農業委員会会長 17 番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 1 番 望月 稔

委 員
2 番 望月 英俊
3 番 田村 英俊
5 番 谷津倉 寛
6 番 笹古 時男
7 番 渡邊 武敏
8 番 近藤 敏男
9 番 鈴木 一孝
10 番 新舟 進
11 番 長尾 忠
12 番 佐野 隆洋
13 番 佐藤 正職
14 番 渡邊 哲史
15 番 太田 篤子
16 番 安藤 公男
18 番 後藤 環
19 番 藤田 哲哉

4 欠席委員
4 番 高井 修一

5 議事
(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6 農業委員会事務局職員員
事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主査 武内 清高
主査 市川 由美恵

会 長	まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないと認め 18 番 後藤環 君、19 番 藤田哲哉 君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。 次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。 それでは、次第4の議事に入ります。 議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。 お手元の議案の3ページ、議第5号農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第6号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計6件を順に議題に供します。 事務局に朗読させます。
事務局（担当）	(議案朗読)
会 長	最初に、議案5ページの議第5号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。 富士地区2番について事務局から説明願います。

事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	申請地は、相続財産管理人が管理する農地であり、贈与者である相続財産管理人は、贈与により財産の処分をしたいということ、受贈者は、申請地を取得して農業経営を拡大したいということです。 申請地の現況は草刈などの管理はされていましたが、休耕地となっており、受贈者は、ここで野菜を栽培していきたいということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	富士地区2番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士地区2番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区3番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲渡人は、高齢化にともない耕作管理できなくなってきたことから、医療法人（病院）の理事をしている譲受人に売買したいということです。 譲受人は法人のスタッフとともに申請地の耕作管理をおこない、収穫した農産物を病院の入院患者の給食として提供していきたいということです。 新たに取得する農地では柑橘類、ブルーベリーなどを栽培するということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	大淵地区3番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区3番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、鷹岡地区4番と5番は、関連がありますので一括審議します。 事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当）	贈与者の一人は、農地を相続したが、家業が忙しことか、もう一人の贈与者は県外に居住していることから、申請地を受贈者に贈与したいということで、受贈者は、申請地を取得して農業経営の拡大を図りたいということです。 受贈者は、借入地を含め、およそ7.4haでお茶を栽培しており、申請地周辺の農地も、それぞれの所有者に代わって耕作管理しているということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	鷹岡地区4番と5番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区4番と5番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、浮島地区6番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲渡人は、高齢化にともない耕作管理ができなくなったため、譲受人に売買したいということです。 譲受人は、およそ4.4haの農地を耕作管理しており、新たに取得する申請地では、野菜を栽培したいということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。 浮島地区6番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 浮島地区6番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案7ページの議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 大淵地区3番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当）	本案件は、令和３年３月に３年間の一時転用を許可しています。 賃借人である、法人によると、東名高速道路の改修工事の計画が変更され、一時転用をさらに３年間延長し、現場事務所を設置したいということです。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件については、内容を同じくして令和３年３月に審議され、許可されています。 工事の計画変更により工期が延長されたことにともない、一時転用を３年間延長するもので、前回の申請と同じく、許可要件を満たしていると考えます。
会 長	大淵地区３番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区３番について、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、議案８ページの議第７号 非農地証明申請書の審議について審議をお願いします。 松野地区２番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	昭和４８年７月２０日付けの居宅の増築の際に、農地法に不案内であったため手続きをしないまま、居宅に隣接する農地に車庫などを建築し、住宅敷地の一部として利用してきたという趣旨の申請です。
会 長	松野地区２番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区２番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区３番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	昭和３６年に居宅を新築した際に母屋部分の農地法の手続、地目変更をおこなったが、住宅の一部、物置き兼倉庫については、手続きをせずに農地のまま利用してきてしまったという趣旨の申請です。
会 長	大淵地区３番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区３番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）

事務局（担当）
会 長
事務局（担当）
会 長

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で非農地証明申請書の審議についてを終わります。

次に議案 9 ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

（議案朗読）

次に、議案 4 ページの専決報告について事務局より報告させます。

（議案朗読）

以上で、議事（１）農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとしま
す。
以上で議事はすべて終了しました。

令和 年 月 日

農業委員会会長

同 委 員

同 委 員
